

総合文化祭臨時出店要領

令和4年10月7日決定

この要領は、総合文化祭の来場者、出演者への昼食等の提供に係る臨時出店の手続きについて定めるものとする。

1 出店者の要件

- ① 出店者は、上富良野町商工会会員のみとする。
- ② 出店者は、出店に際し上富良野町総合文化祭実行委員会事務局（以下、「事務局」とする。）の指示に従うこと。

2 出店の内容

出店は、飲食物に限る。（アルコール類の販売は除く。）
販売物は、テイクアウトできる商品に限る。（火気類は使用しない。）

3 出店日時・場所等

出店日時及び場所は、事務局が指定する日時、場所とする。

4 出店に係る申込み

別紙「総合文化祭臨時出店申込書」に必要事項を記入のうえ、申込期限までに事務局まで提出すること。

5 出店に係る使用料について

出店に係る使用料はその都度、定める。

6 出店に係る経費について

出店に係る経費について、すべて出店者が準備、負担するものとする。
（ただし、テーブル等社会教育総合センターで貸出できるものは、この限りではありません。）

その他

この要領に記載のない事項は、都度事務局と協議する。